

4. 退去時について

退去時

管理会社への届け出

退去日は、少なくとも1カ月前までに管理会社にお知らせください。
部屋は、入居前と同じ状態に戻すことを原則とします。

電気・ガス・水道

退去日が決まったら、電気・ガスは管轄の営業所へ、水道は市区町村の水道局へその旨を電話などで知らせます。そして、退去日までの使用料は、当日までに精算を行ってください。

郵便・電話

郵便物は、郵便局に移転届を提出すれば、前住所宛ての郵便物でも向こう1年間は転居先に転送してくれます。

電話は、電話局で移転手続きを行います。

ゴミの処理

大型ゴミは、事前に市区町村などの清掃局にお問い合わせのうえ、処分してください。洗濯機・冷蔵庫・エアコン・テレビは、家電リサイクル法の対象となります。購入元、もしくは買い替え先の小売店に引き取ってもらうよう、ご手配ください。

なお、引っ越しゴミの回収に費用を要する場合は、ご入居者の負担となります。

室内の破損・汚損

自然磨耗とは認めがたい破損・汚損の修繕費はご入居者の負担となります。器具の故障などは必ず報告してください。敷金や解約引き保証金の返金は銀行振込みとなりますので、転居先の住所・振込口座を管理会社にお知らせください。

設備・その他

退去時、各種取扱説明書・保証書・エアコンのリモコン・シャッター開閉棒・エアコンスリーブキャップ・洗濯機移動自在キャスター・照明器具など、入居時に備えられていたものは、持ち出さないように注意してください。紛失した場合、実費負担となる場合があります。

